

## 熊本市まちづくりコンサルタント派遣要綱

制定	平成14年2月6日	都市整備局長決裁
改正	平成17年4月1日	都市整備局長決裁
	平成19年4月1日	都市整備局長決裁
	平成28年3月31日	都市政策課長決裁
	平成30年12月26日	都市政策部長決裁
	令和7年7月1日	都市政策部長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、住民等が主体となった地域の良好な住環境やまち並み景観を創出するまちづくり計画の調査研究活動に対して、市がまちづくりに関する専門家（以下「まちづくりコンサルタント」という。）を派遣することにより、地域に根ざしたまちづくりを促進することを目的とする。

### (まちづくり計画)

- 第2条 この要綱におけるまちづくり計画とは、次の各号に掲げる計画をいう。
- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5に定める地区計画及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に定める建築協定のルールに基づくまちづくり
  - (2) その他地区レベルのまちづくりに関する具体的な計画で市長が必要と認めるもの

### (派遣対象団体)

第3条 まちづくりコンサルタント派遣の対象団体は、まちづくり計画を定めようとする区域の住民等が主体となり、まちづくり計画の調査研究活動を行おうとする団体であって、規約、会則等を有するものとする。

### (派遣業務内容)

- 第4条 まちづくりコンサルタントは、次に掲げる業務その他必要な業務を行うものとする。
- (1) まちづくりの関連法、条例、地区計画、建築協定等に関する勉強会等の実施
  - (2) 計画区域等の現況調査
  - (3) 住民のまちづくり計画への助言及び技術的サポート
  - (4) 将来予想図、都市計画決定図書、建築協定認可申請資料等の作成

### (業務期間)

第5条 まちづくりコンサルタントの派遣期間は、2年間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (まちづくりコンサルタントの登録)

第6条 まちづくりコンサルタントの登録を受けようとするものは、地区計画、建築協定等のまちづくりに関し、次の各号のいずれかの資格を有し、かつ実務経験を有する者又はこれに該当する従業員を第4条の業務に充てることができる法人等でなければならない。

- (1) 一級建築士
  - (2) 二級建築士
  - (3) 技術士（建設部門（都市及び地方計画））
  - (4) R C C M（都市計画及び地方計画）
- 2 まちづくりコンサルタントの登録を受けようとするものは、まちづくりコンサルタント登録申請書（様式第1号）に同様式記載の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は、前項の申請があったときは、まちづくりコンサルタント登録審査会にて登録の可否を決定し、まちづくりコンサルタント登録通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。
  - 4 まちづくりコンサルタントの登録期間は、登録の日から2年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。引き続き登録を受けようとするものは、その都度まちづくりコンサルタント登録申請書を市長に提出しなければならない。

#### （派遣の申請）

第7条 派遣の申請は、まちづくりコンサルタント派遣申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 申請団体の規約、会則等
- (2) 会員等の名簿
- (3) 活動区域を示す図面
- (4) 業務計画表
- (5) 業務スケジュール
- (6) その他市長が必要と認める書類

#### （派遣の決定）

第8条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、派遣の可否を速やかに審査し、まちづくりコンサルタント派遣決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、第6条第3項により登録を受けたまちづくりコンサルタントの中から、地方自治法第234条及び同法施行令第167条の規定に基づく指名競争入札によって派遣するまちづくりコンサルタントを決定し、まちづくりコンサルタント派遣通知書（様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

#### （実績報告）

第9条 市長は、必要に応じて、派遣の指示を受けたまちづくりコンサルタントに対し、業務状況の報告を求めることができる。

- 2 派遣を受けた団体は、まちづくりコンサルタントによる派遣業務が完了したときは、速やかに、まちづくり活動実績報告書（様式第6号）に同様式記載の必要書類を添えて、市長に報告するものとする。

#### （指導・助言）

第10条 市長は、派遣を受けた団体に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

附則 この要綱は、平成14年2月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

- 附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成28年3月31日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成30年12月26日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

様式第1号

まちづくりコンサルタント登録申請書

年 月 日

熊本市長 様

会社名  
代表者名  
住 所  
電話番号

熊本市まちづくりコンサルタント派遣要綱によるまちづくりコンサルタントの登録を受けたいので、同要綱第6条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 専門分野

2 添付書類

- (1) 業務経歴書
- (2) 従業員数(内専門的知識を有する者の人数)
- (3) 専門知識を有する者の専門技術に関する資格又は実績に関する調書
- (4) その他必要な書類

様式第2号

第 号  
年 月 日

まちづくりコンサルタント登録通知書

様

熊本市長

年 月 日付けで申請のありましたまちづくりコンサルタント（第 期）  
の登録については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定内容

・登録する  
（登録しない場合、その理由）

・登録しない

3 登録期間

年 月 日 ～ 年 月 日

様式第3号

まちづくりコンサルタント派遣申請書

年 月 日

熊本市長 様

団 体 名  
代表者氏名  
代表者住所  
電話番号

熊本市まちづくりコンサルタント派遣要綱によるまちづくりコンサルタントの派遣を受けたいので、同要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 規約、会則等
- (2) 会員等の名簿
- (3) 活動区域を示す図面
- (4) 業務計画表
- (5) 業務スケジュール
- (6) その他市長が必要と認める書類

まちづくりコンサルタント派遣決定通知書

様

熊本市長

年 月 日付けで申請のありましたまちづくりコンサルタントの派遣については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定内容

・派遣する

・派遣しない

(以下派遣する場合)

2 派遣先

団体名

代表者名

代表者住所

様式第5号

第 号  
年 月 日

まちづくりコンサルタント派遣通知書

様

熊本市長

年 月 日付けで申請のありましたまちづくりコンサルタントの派遣については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 派遣するまちづくりコンサルタント  
会社名  
電話番号  
コンサルタント名

様式第 6 号

まちづくり活動実績報告書

年 月 日

熊本市長 殿

団 体 名  
代表者氏名  
代表者住所  
電話番号

まちづくりコンサルタントの派遣業務に係るまちづくり活動が完了しましたので、熊本市まちづくりコンサルタント派遣要綱第 9 条第 2 項に基づき、下記の書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) まちづくりに関する勉強会の実績
- (2) 計画区域等の現状調査結果
- (3) まちづくり計画案
- (4) 将来予想図、都市計画決定図書、建築協定認可申請資料等